

## 第7章 安全で衛生的な生活環境等の確保

### 第1節 健康危機管理体制の整備

#### 現状と課題

近年、病原性大腸菌O157の集団感染や毒物混入等により、多数の住民が同時に健康被害を受ける健康危機事例が全国的に発生しています。このような毒物劇物、食中毒、感染症、その他何らかの原因により生ずる健康危機は、県民に重大な健康被害を与えるおそれがあり、日頃からの防止対策や、発生した場合の初期段階での適切な対応を速やかに行うことが必要です。

そこで、県においては平成13年度に「健康危機管理体制の整備」を策定し、危機発生時に関係機関等の連携により速やかに健康危機管理体制を確立することとしました。

#### ● 健康危機管理体制の個別対応要領

- ・初動時対応要領
- ・毒物劇物対応要領
- ・食中毒処理要領
- ・感染症処理要領
- ・飲料水健康危機管理実施要領
- ・光化学スモッグ緊急時対策実施要領
- ・大気汚染（硫黄酸化物）緊急時対策実施要領

地域において健康危機が実際に発生した場合には、健康危機管理体制の整備に基づき、県、市町村、関係機関等が連携しながら、県民の生命と健康の安全確保に迅速かつ的確に対応することが求められています。

#### 施 策

- 1 県健康福祉センターをはじめとする各関係機関への健康危機管理体制の周知徹底を図るとともに、健康危機発生時には県、警察、消防および医療機関等が連携し、迅速かつ的確な対応に努めます。
- 2 健康危機発生に備え、通常時においても各関係機関が情報交換を行い、健康危機の発生予防や発生時の対応について、充実強化を図ります。